

# 「転ばぬ先の杖」

## 「災害時等要援護者支援制度」に登録を！

▼問い合わせ先 高齢福祉課 高齢者支援係

小諸市には、高齢者や障がい等がある方で災害などの緊急時に支援を必要とするとき、安全に避難できるように、「災害時等要援護者支援制度」があります。

制度を利用するには「登録」が必要です。申請書に必要事項を記入のうえ、高齢福祉課に提出してください。

### ◆災害時要援護者とは

高齢者、障がい者、傷病者等、災害発生時に自主的に避難することや、被災地域での生活が困難な方をいいます。

### ◆制度の概要

- ①情報が共有されます  
登録した情報をお住まいの区長、担当の民生児童委員、地域支援者、社会福祉協議会等へ提供します。
- ②見守りや声かけの強化  
地域支援者等が提供された情報をもとに、見守りや声かけなどをすすめて、支え合いの体制を整備します。

### ◆地域支援者とは

災害時における避難誘導、救出活動、安否確認、情報提供や日常生活における声かけ、相談等をしていただきます。あくまで可能な範囲での支援となります。

### ■「地域支援者」としてご協力をお願いします

原則として、申請者（災害時要援護者）が自ら地域支援者を指名して依頼することになっています。  
依頼があった方は、制度の趣旨を理解したうえでご協力をお願いします。

### ■助け合える近所づくりを！

住民の支え合いによるまちづくりは、災害にも強いと言われています。日ごろからの近所付き合いを通して、助け合える地域を皆さんで築いていきましょう。

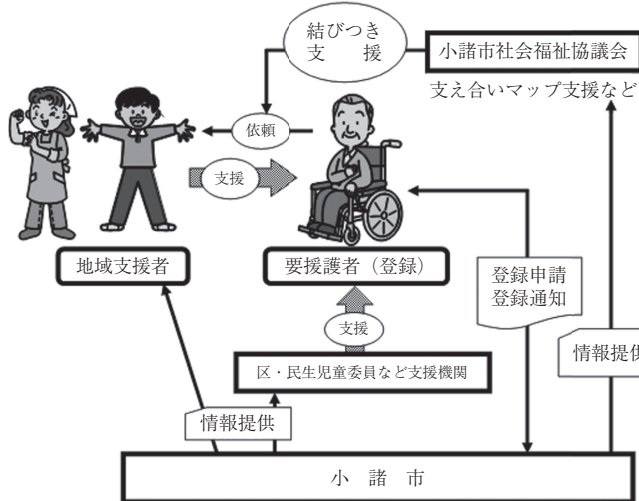


### ◆制度の対象となる方

（次のいずれかに該当する方）

- ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者
  - ② 65歳以上の高齢者のみの世帯又は、高齢者と児童のみの世帯
  - ③ 介護保険での要介護度3以上の方
  - ④ 身体障害者手帳1級又は、2級の方
  - ⑤ 療育手帳の障害程度区分が重度の方
  - ⑥ 精神障害者保健福祉手帳1級の方
  - ⑦ 自立支援医療費（精神通院医療のみ）の支給を受けている方
  - ⑧ 特定疾患医療の受給者証の交付を受けている方
  - ⑨ 在宅酸素など、特別な医療を必要とされる方
  - ⑩ その他市長が特に必要と認める方
- ※これらの方のうち、災害時等に避難及び避難後に支援が必要な方です。

### 災害時等要支援者支援制度のしくみ



### 介護予防教室 参加者募集 「転ばぬ先の杖」

食事づくりや栄養バランスのことなど、日頃の食生活のお悩みはありませんか？

食品サンプルを選ぶだけで、あっという間に栄養バランスを判定できるシステムを使って、バランスのよい食事やお口の健康を考える教室です。

- ◆日時 3月30日(木) 午後1時30分～3時
- ◆場所 市役所3階第2会議室
- ◆対象 市内在住の65歳以上の方
- ◆参加費 無料

※申込みは不要です。

▼問い合わせ先  
高齢福祉課 高齢者支援係